

● 国民年金保険料は 忘れずに納めましょう！

保険料は、20歳から60歳になるまでの40年間納めます。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上の保険料を納める必要があります。

定額保険料 月額 13,300円

付加保険料 1か月 400円

第1号被保険者で希望する人が納められます。

**保険料を納めるのがいちじるしく
困難な方には免除制度があります**

免除には次の2つがあります。免除の申請をして承認されると、年金を受ける権利が保障されます。

法定免除

- 生活保護法による生活扶助を受けている人
- 障害基礎年金または被用者年金の障害年金（1級、2級）の受給権者

申請免除

- 所得が一定以下の人
 - 天災、失業等の理由により、保険料を納付することが困難な人
- ※所得が一定以下で保険料を全額納付することが困難な人<保険料半額免除>（平成14年4月より実施）

免除を受けた期間は

年金を受けるための資格期間にはなりますが、年金額は通常の3分の1（※印の場合は3分の2）になります。

免除された期間の保険料は、過去10年以内に限り一定額を加算して追納できます。追納すると年金額は通常に戻ります。

保険料の免除申請は、7月に変わりました。



**会社員や公務員
（第2号被保険者）**



厚生年金や共済組合の保険料を納めていますので、あらたに国民年金保険料を納める必要はありません。厚生年金、共済組合が必要な額だけ拠出金としてまとめて支払います。

口座振替
おすすめします！

口座振替にすると、保険料を納めに行く手間が省けるばかりか納め忘れから年金が受けられなくなることもありませんので、とても便利で確実です。

お申し込みは…

申し込み用紙は、金融機関、郵便局の窓口にて用意してありますので、
①預貯金通帳 ②通帳印 ③納付書
をお持ちになって、お申し込みください。

納めた保険料は、社会保険料控除として所得控除の対象になります。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。

安心して学生生活を送るために 【学生納付特例制度】

学生は、一般に所得がないため保険料を自分で納めることが困難です。そのため、学生本人の前年の所得が68万円（給与収入で133万円）以下の場合、申請をし承認されると保険料の納付が卒業まで猶予される『学生納付特例制度』があります。
※ただし、毎年度申請が必要です。

＜しかし、以下の点に注意が必要です＞

- 1) この期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。
- 2) 10年以内に追納すると、通常に納付したのと同じこととなります。
- 3) 障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

学生納付特例制度の受付は4月から始まっています

平成14年4月より、昼間部の学生に加えて夜間・通信教育課程の学生等にも適用されることになりました。

**会社員・公務員の被扶養者
配偶者のあなたは
（第3号被保険者）**

届け出

国民年金保険料を納める必要はありませんが、第3号被保険者としての届け出をしなければなりません。保険料は配偶者の加入している年金制度がまとめて拠出します。配偶者の給料からあなたの保険料は天引きされていません。

【問い合わせ先】 大崎町役場 町民課 国民年金係 ☎ 76 - 1111（内線123）